

1. 環境対策課長（澤原）

除染の進捗状況、午前中の視察で緩和予定場所の状況確認していただいた。除染や立入規制緩和、
について、議論いただく。

2. 議長の選出

委員会設置要綱の定めにより、河津委員長が議長に決定。

早速議事にはいる。ここからの議事について、委員会設置要綱の定めにより、河津委員長が議長
に決定。

○河津委員長 早速議事に入らせていただく。午前中現場を確認した。その中で感じたこと等もあつ
たと思う。まずは環境省から説明をいただき午前中の現地の調査等を含めて、審議していただき
たい。

3. 議事

（1）特定帰還居住区域の解体除染事業の進捗状況について

【環境省より資料1について説明】

<質疑>

○佐々木委員 資料1の2について、特定帰還居住区域における除染、解体事業の進捗状況だが、解体
申請373件、先日地区住民が申込をしたときに順番待ちで1万件以上あると言われた。本当か。熊2
区、3区は未同意の赤い部分が多い。何か同意できない事情があるのか。

○環境省（亀井） 1万件以上の話は、認識の相違があったものと思う。実際は特定帰還居住区域で受
付している申請は373件。その中で順番を待つということはあるが1万件以上控えているという事実
はない。

○佐々木委員 承知した。

○環境省（亀井） 同意取得について、未同意の主な理由は、所有者の様々な事情があり、連絡先不
明、連絡先が分かっても返事がいただけない、電話が繋がらないといったケースが結構多い。また、
解体をするかどうかを迷われている場合もある。

○吉田委員 前の会議でも除染は、見る限り順調に進んでいると思う。しかし、除染完了した区域で
も、空間線量が上がっていく場所、ホットスポットや線量が高い場所が出てくる。フォローアップ
除染したが、地形、構造的によって、たまりやすい場所は、どうしても出てくる。フォローアップ
モニタリングが重要で、それをベースにしながら今後、解除に向けて考え方をまとめていくべきと
考えている。懸念が残る場所についてモニタリング結果を出してほしい。この委員会は単に線量が

下がったことの評価、判断ではなく、これまで行ってきた対策について、その後どうなったかを継続的に確認することも検証委員会の重要な役割だと認識している。そのデータについて今回もないと思う。現時点だけではなく、懸念のあった場所については、経過を報告してほしい。

○環境省（亀井） 特定帰還居住区域については、定点だけではなく、地形的にたまりやすい場所について、歩行モニタリングして、ホットスポットができていないか、きめ細やかに見ていくことにしている。吉田委員から指摘のあった件は、これまでにフォローアップをして、その後、再汚染が発生していないかどうかの確認が重要であるということで、今回は資料の提示ができないので、今後は準備し、経過について説明、確認していただく。対象は今回議論の立入緩和区域のみではなく、今まで解除された場所も含む理解でよろしいか。

○吉田委員 そのとおり。やはり除染検証ということであれば、単にある時点のデータを見るだけではなく、かなり長い間15年も経過していることでもあるので、除染後にどうだった、どのように変わってきたかということを見るということも非常に重要な観点だと思う。

また、詳細モニタリング調査で、歩行サーベイデータだが、空間線量率のレンジの区分が、広いことが、ほかの会議でも問題になっている。0.1-0.2が0.1のレンジだが、その後が1.9から3.8でレンジが1.9と広がる。空間線量率が下がっているところでは全然問題ないが、ほとんどバックグラウンドの自然放射線、天然起源（放射線）の寄与が関係しているようなところが0.1よりも以下（≦0.1）である、0.1から0.2というところ、微妙な差があることが少し問題になったこともある。

この地域においては、3.8が一つの目安、クライテリアではない。レンジがあまりにも大き過ぎる。3.8の次は3.8-9.5となっている。黄色い点で表されている結果でも、詳しいデータが掲載されると、例えば11ページのボックスプロットが出てくると分かるが、詳細であっても、黄色い点で見ると3.8から9.5のどこの値なのかがわからない。もし可能であるならば、もう少し上のところのレンジを区切った書き方にしてほしい。これではこの地域では情報にならない。表示においても改善が必要。

○環境省（亀井） 過去の検証委員会で意見を受けて、放射線マップと空間線量マップは同色にして表示を統一することにした。黄色のレンジは3.8からとなっている。元データがあるので、ボックスプロットや、個別の点を表示することも可能。表示については、必要な情報だけ図示することも可能。

○河津委員長 レンジについては、統一表示にした経緯がある。

○川瀬委員 この3.8については、避難区域が設定された時に年間20ミリという基準で換算した数値になっている。吉田委員の言うとおり、本当に高い数値を見るために表示を細かく表示することも情

報として大切。見せ方は目的に応じて使い分けるのが良い。

細かくレンジを設定した場合、年間の追加被ばく線量と対比をさせる必要があるのではという意見があって、この表示を使用している事実があると思うので、うまく使い分けるのが良い。一気に変えると、説明をしっかりとしないと、表示のレンジを切替えているのが分からなくなる。丁寧に表示をする必要がある。

それから23ページ右の図、箱ひげ図で3.79と数値があり、目標の3.8を下回っているとの説明だが、こういう点は、測定した時は3.8を切っている形であるが、検出器の誤差等含めると、継続してフォローをしなければならない。今後、最終的に解除の判断をするときは3.8を切っているからではなく、ギリギリの数値の場所については、継続的に確認し、必要であればフォローアップしていくことで、より住民の方々の安心につながる。住民の方が戻って、3.8を超えていたと言われることも起こりえるポイントで留意が必要。

○環境省（亀井） 数値が3.8付近の場所については継続的に確認し、安全、安心を確保できるようフォローしていく。

○河津委員長 この3.79地点は、森林か。またこれからフォローアップ、除染の予定に入っているのか。

○環境省（川道） 地点として示したところは入っていない。しっかり場所を特定し対策する。

○川瀬委員 ポイントの取り方で、境界に近くて、どうしても下がらないこともある。そのような場所は高いことを、帰還した町民や作業される方にも伝えなければならない。

○河津委員長 3.79という数値は意図的に3.8を下回っているというイメージで評価が取られやすい。

○環境省（亀井） 場所は熊町の東側、仮置場へ向かう道路沿いの境界に3.79を超える場所がある。

○河津委員長 今後フォローアップの予定はあるか。

○環境省（亀井） 所有者の同意を取っているところ。取ればフォローアップを行う。

○河津委員長 同意がなければフォローアップができない。そのような問題もあるのでその場合の対策も考えなければならない。

○千葉委員 先ほど現地確認の際、再汚染、水の流れる先について、話をしたが、町の水路、ため池等については、管理者が複数にいることもあり、どこが責任を持つかというところがはっきりしていないことがある。水はそういった場所を経由して最終的に下に流れていく。雨などで土砂や濁り水などに含まれた放射性物質が運ばれ議論でもあった溜まりやすい場所ができる。そのような場所について、フローアップのため環境省で把握していることが重要である。一度フォローアップした場所は溜まりやすい場所なので継続的に監視してほしい。

○環境省（亀井） 町や関係省庁と協議をして、どのように確認していくことができるかを検討する。

○河津委員長 住民の安全にかかわることなので対応をしていただきたい。

○環境省（亀井） 承知した。

○千葉委員 18ページの未同意について赤で表示されている1か所は公共工事だというのは分かるが、未同意の個人宅でも規制緩和区域にしている理由は。測定データはあるのか。また、除染未同意で帰還したい町民もいるのか。

○環境対策課長（澤原） 千葉委員が指摘している特定帰還居住区域に入っていて、今回立入規制緩和するところで、未同意未除染の赤で示されている場所について、地権者が除染を必要としていない方もいる。未除染でも自宅、事務所をそのまま使用している。未除染でも帰還したい方もいる。また、除染の加速化を図るため未除染があっても、ある程度広く設定している。道路や家への進入路の関係などもある。

○河津委員長 個人の財産となるので扱いは非常に難しい。除染をしなくても早く帰還したい町民もいる。その辺の対応は環境省として何かあるか。

○環境省（亀井） 個別の事情に応じて対応しているが、除染を必要としない方へはそれ以上の対応はできない。

○千葉委員 赤の表示は全部個別の理由で除染しないということか。

○環境省（亀井） 全てということではない。

○千葉委員 除染進捗の地図について表示するのであれば、赤色だと、すごい線量が高いように見えてしまう。普通に見て、驚いてしまう。

○河津委員長 資料については、委員会限りの資料になっている。

○千葉委員 委員会限りですが、普通の環境じゃないということではないというところが分かるような色にしてもらいたい。

○佐々木委員 千葉委員の話だが、やはり普通の人は、この赤色というのは、どうしても危険のイメージがあるので、委員会限りの資料ですが、公表するときのことを考えて考慮してほしい。

○環境省（亀井） 18ページの資料は、個人の筆が見えるものですから、この場に限らず、いかなる場合も公表しない。赤色が危険のイメージを想起させる指摘と理解した。公表する際は検討する。

本日は、22ページに規制緩和予定地の現在の線量を示している。こちらを参照して議論してほしい。未除染を周辺に含むエリアでも、線量は面的に下がっていることが確認できる。

○内閣府（内山） 立入規制緩和区域を、町と協議し、公表する形になる。色の意見については留意し地図に表示する。

○河津委員長 実際見る方に配慮して検討すること。

○吉田委員 委員会の会議資料として見たときに、未除染、未同意の箇所が赤で示されていると、分かりやすく良いと思うが、2020年代に特定帰還居住区域の避難指示解除を完了するタイムスケールを考えると、未同意、未除染の場所が大きなエリアで残ると緩和や解除に結びついていくのが難しくなる懸念がある。環境省と内閣府に伺うが、同意を得ることについて、規制緩和するという方法はないのか。例えば相続が関係する物件については、権利者全員の同意がないと、何もできない話を聞いた。その中の1人が同意しないので、何もできないと。一方、森林の間伐等では、同意がなくても間伐の作業ができる話も聞いている。こういった区域に関しては、全員の同意がなくても代表者や権利者の半分以上が同意するなど規制緩和をする考えはないか。

○環境省（亀井） 除染同意を取得するため、郵送や電話、場合によっては訪問し、説明するのが基本。連絡が取れない場合は、町に協力してもらおうこともある。最終的な手段として、放射性物質汚

染対処特措法に基づき、官報に掲載して同意を得たとみなす方法もある。除染に反対している人は、どうにもできない。建物については、権利の問題があるので、申請がないと解体できない。

○吉田委員 この赤の場所については、そういった対応をしている段階なのか。

○環境省（亀井） 大熊町の特定帰還居住区域の連絡先不明者については、官報に掲載はしていない。前段階として、調査をしている。できることを行い、もうこれ以上やりようがない場合は最終手段として官報に掲載する。

○河津委員長 大熊町で官報掲載の事例はあるのか。

○環境省（亀井） 事例あり。

○河津委員長 財産、建物については、必ず同意が必要になるのか。

○環境省（亀井） 解体については、申請がないとできない。

○河津委員長 放射能に限らず、近年ごみ屋敷問題、相続問題で放置され、その周辺に迷惑をかける事例が全国であるが、国としての対応というのはなにかしらあるのか。内閣府で情報あるか。

○内閣府（内山） 空き家空き地対策について、政府で対策は検討している。基本的に国が全体というよりも、それぞれの自治体において状況を把握することが前提。空き家や所有者不明の土地であれば、官報公示を行い、どうしようもないときは当該土地をうまく利用調整できるような形の仕組みをつくるなど。空き家対策でも同じようなスキームで行う。そういう全体の仕組みをつくることはやっている。自治体の実情を踏まえた対応になっている。そこは自治体と、状況を踏まえて検討、判断していく話になっている。

○河津委員長 自治体で実施することもある程度できるということか。

○内閣府（内山） できる部分はそれなりにはある。詳細について状況によって変わると思うので具体的に話は難しい。財源の問題もあるので、すぐには回答できない。個人の財産なので、慎重に対応する必要がある。

○河津委員長 慎重に対応が必要なことは承知した。

○千葉委員 参考まで。大熊町は、2年前から相続登記の問題で所有者を調べている。特に森林整備の際に共有地の名義が古く現所有者にたどり着けないことで森林整備が遅れる問題があった。そこで、福島県の司法書士会に依頼し、相続人の調査をしている。大熊町の住民税務課が担当になるので、環境省は相談して未同意、未除染を解消してほしい。

○河津委員長 活用できるものは活用して進捗率を上げてほしい。

(2) 特定帰還居住区域の立入り規制緩和について

○河津委員長 前回の検証委員会で町区、熊2区、3区を緩和するために回答書作成等やり取りさせていただいた。途中、下野上1区、野上2区の除染の進捗が進んだため、そちらも併せて、立入規制緩和したい旨、町から相談があり、前回の対象区に下野上1区、野上2区も含めた形で立入規制緩和についても追加し、特定帰還居住区域の立入規制緩和について審議していただく。

【大熊町より資料について説明】

【環境省より詳細モニタリング調査について説明】

○河津委員長 ホットスポットは、全部フォローアップ除染したのか。測定についてシンチレーション、CsIとNaIで測定して誤差が結構あるのはなぜか。

○環境省（川道）現地の状況に応じて個別対応している。今回の範囲は資料1のとおり。歩行速度の問題で、歩行では半導体の検出器を使っている。それが測定の誤差と考える。

○河津委員長 多少ならわかるが、後ろから2枚目の熊町の道100の部分でCsIが11.79、NaIが1.67、1メートルでも4.24と1.82と誤差が大きい。

○吉田委員 歩行サーベイの場合は、50メートルエリアの中で、おそらく平均値を取っていると思う。JAEA長期影響調査では20メートルメッシュの分割で範囲を決めて平均値取っている。定点測定とGPSでは合わない。

○川瀬委員 おそらく、歩きながら1秒ごとにサンプリングをして、GPSのデータと併せてプロットしていく。高いところが見つかったので、NaIで詳細に調査をした結果が1.67という値だったのが道100のところだと思う。CsIの方は、もしかすると測定のとときにノイズが乗った可能性がある。過去にそういう経験もしていて、歩いてみて、急に上がることもある。電氣的なノイズや歩行による

振動の影響による測定上のエラーの可能性というのも否定できないので、その場合NaIで測定し、問題ないことを確認していくことが大事である。

○川瀬委員 これは生のプロットデータということなので、このエリアだけ黄色いところが続いている。何かある可能性は高い。そういったところを見逃さず後のサーベイをして、フォローしていけば問題はないと考える。

○吉田委員 以前も指摘したが、測定員の測り方が人によって随分違っている。基本的にプローブと自分の体というのは離す。自分の体自体が遮蔽体になってしまうことで、かなり線量下がる。写真見ると、例えば3枚目の写真は近すぎる。測定方法について決まりがあったと思う。

○川瀬委員 なるべく体から離すのが原則である。

○吉田委員 前回も測定方法については川瀬委員より指摘があった。

○川瀬委員 熊町のところは、上の写真よりも下の写真のほうが望ましい形である。

○環境省（川道） 仕様上、東を向いて測定することになっている。上の写真は、後ろに壁があり、延ばせなかったと推察。下で写真撮っている方と同一人物ですので、現場の対応というところになっている可能性がある。

○河津委員長 とりあえず、誤差が大きいので再度測定お願いします。普通の歩き方でこれは大きい。

○川瀬委員 以前、環境省と一緒に歩行サーベイの評価を実施した。その結果では、1m/s以下のスピードで歩けば、大体線量率の変化をCsI拾えていた。歩行サーベイは歩行速度を一定にして、早歩きをしないことが大事である。

○河津委員長 確認をしておくこと。

○環境省（亀井） 承知した。

○宇佐美委員 別添資料2に未除染筆の影響も考えられると書いてあるが、未除染のところからの線量がホットスポットの原因であるところも結構あるということか。

- 環境省（亀井） 最後のページの夫沢行政区の測定の結果だが、例えば先行的に町の道路工事、橋の工事と併せて道路だけ除染した経緯があり、特に東西に走る道路は、北側、南側の影響が非常に強く出ている傾向がある。かなり高い結果になっている。
- 宇佐美委員 未除染については、除染する見通し、これからどうすればホットスポットがなくなるかを検討しているということか。
- 環境省（亀井） 具体的に、資料1の32ページの真ん中より右側に常磐線があるが、北側の道路を除染して、歩行探査を実施した。北側と南側は、未同意となっており、未同意が解消されて、除染ができれば、影響というのが軽減される。
- 宇佐美委員 未除染の場所の問題も議論されていたが、結局、未同意未除染の場所が結構あるので、それが元で線量が下がらない原因になるので何とかしないといけない。未除染の場所を減らしていないと線量が下がらない状況は、どう改善するか。
- 環境省（亀井） まず、前提として、現在大熊町の特定帰還居住区域の除染は、実施中で半分いっていない状況。未除染区域は、まだあるので、そこは同意を得て順次除染をしていく。除染済で高い場所がある話の中で、その影響が除染した直下ではなく外から来ていることが明らかな場所が多々ある。例えば表面線量より空間線量が高い場所、それは外からの影響なので、周辺が除染されれば下がっていくという見通しで周辺の除染に取り組んでいる。
- 宇佐美委員 円のところは承知した。資料1の28ページに3.8mSv/hを超過する地点があり、線量率の記載がある。地点9も除染未同意の宅地周辺と記載があり、地点8はフォローアップ除染を実施予定と記載があるが、ここだけ予定が書いていないのも気になる。
- 環境省（亀井） 地点9は隣接するところが未同意なので、まずは同意の手法を考えていかなければならない。その状況で、どのように線量を低減できるかは考えていきたい。要は道路そのものに、まだ除染する余地があるのかも確認し、積極的に未同意を解消していく。
- 河津委員長 いずれにしても、当然緩和までに線量を下げる方向で進めていることでよろしいか。
- 環境省（亀井） 随時進捗させていく。

○河津委員長 それでは、先ほど環境対策課長から説明あった、規制緩和について、文言等を前回から少し修正しているが、私は基本的にはあまり大きな変わりはないと考えている。2地区が追加された部分が主な修正となるが、これについて意見あるか。

町のほうに、聞くが、委員会から町長に回答するわけだが、その後の予定はある程度決まっているのか。現時点で、当然確定しているわけではないと思うが、予定を教えてください。

○環境対策課長（澤原） これから緩和範囲を確定させて、国と立入規制緩和の協議と手続に入っていく。実際緩和をするとなると、今日も現地視察したとおり、バリケードを移設、撤去をしなければならない。内閣府と話し合いを進め、緩和の時期というのを、これから検討していく。

担当課として、なるべく早く進めたいので、6月頃を目指し実施したい。

○河津委員長 環境省として大体6月を目途にした場合に、除染進捗状況はどうか。

○環境省（亀井） 議論の中で指摘があった、特に3.8を超えているところや3.79のところは、一度確認し、早く対応する。6月を目指して、それを念頭に対応していきたい。

○河津委員長 承知した。

○千葉委員 下野上ライスセンターのところは6月では間に合わないのでは。

○環境省（亀井） 間に合わない。

○千葉委員 その場合、ロープアウトする等何か手段は考えているのか。最近、外国人等不審者が不法侵入で帰還困難区域等に入っている事例があるので、その対策も内閣府、環境省で必要ではないか。

○内閣府（内山） バリケードの移設、撤去について、バリケードの趣旨は、放射線防護対策で、住民の被ばくを避けるために実施をしているもの。防犯対策のため設置しているわけではないため、立入規制緩和となれば、そこだけ防護柵を置くことはない。

その上で、不審者が立入りをするのが懸念される場合には、防犯パトロールや防犯管理の設置など国でも補助、支援をしている。

○川瀬委員 千葉委員が話したとおり、ライスセンターは比較的場所によって線量が高いところが残

っている。そこは以前緩和した時に実施したロープアウトや表示をするなど放射線防護対策を行う不用意に近づかないようにする必要がある。一部の場所のために、地区全体を緩和しない選択をするのか、一部線量が高いところが残っているが、そこは除染計画上追いつかないので、一時的に立入制限をかけ、作業が終われば解除するなど、柔軟に対応する。うまく調整してほしい。

○内閣府（内山） 町とよく協議をしていく。放射線防護対策も物理的に実施することも想定する。滞在時間によっても変わってくる。住民の方に立入規制緩和に当たっての注意事項、リスクコミュニケーションを取るということも一つの対策。環境省の方になるが、例えば除染作業中、解体中ですという形で、実質的にそこから遠ざけるような形を取る。関係機関と要相談ですが、何かしら応えられるような対応は考えていく。

○川瀬委員 緩和されるといろいろな人が入ってくることになり、興味を持った人がサーベイメーターで測定して、緩和したのに高いところがあったなどの情報が発信されるとマイナスのイメージが広がってしまい、次の緩和、解除にc対するハードルが高くなる。やはり高いところが残っているのは分かっている、把握していることや対策は緩和後においても確実にを行うことを伝える必要がある。残っているが、全体を見たときに緩和するほうがメリットが大きいから緩和をしているという認識を持ってもらうことが大事。しっかりとコミュニケーションを取って、高いところが残っているのも把握した上で解除しているということが言えるように調整をしてほしい。

○環境対策課長（澤原） 今の高いところで作業をやっていない件は、以前の特定復興再生拠点区域の立入規制緩和をする際に、例えば鈴内公営墓地の隣に森林があり、除染をしたが線量が高いままだったということで、緩和をするときに高いところについては、案内表示をするのが有効な手段だということで、委員会から提言をいただき対応した。

資料2の一番下のところに5つの対策があるが、4項目がそういった対策になる。今回立入規制緩和の実施については、高いところがあれば、前回同様に、案内をして、誰が見ても分かるようにしていく。

また、先ほど指摘があったライスセンターのように、ほかにもこれから解体するところがあるので、どういう形の表示がいいのか、環境省と協議しながら、しっかり対策を取っていく。

○千葉委員 前回は、鈴内墓地の隣は人が滞在するような場所ではなくて、森林や駐車場で、この表記だけでも問題ない。建物だと、緩和をするにあたって、高線量につき解体予定場所とか、本当に赤コーンでも、看板でもいいので、表示する。あとは入る人の自己責任でしかない。だから、そういう場所だということをしっかりとやらないと、風評をますます広げるだけになる。どんな形でも

いいので、放射線防護と風評被害の対策はぜひやっていただきたい。

○環境対策課長（澤原） 指摘のとおり、そちらも環境省と話し合いをしながら、どのような対策がいいのか、協議する。

○佐々木委員 検証の趣旨から外れるが、2020年代に除染を完了し、全域避難指示を解除することになっているが、除染の完了は、大熊町が希望する全地区除染なのか。それとも今回のように居住区域とか様々な区域を対象にした除染のことなのか。

それ以後になるが、全地区除染しなかった場合、それは国としてどのような形で進めていくのか。環境省は中間貯蔵施設に除染作業で発生した廃棄物を運んでいる。中間貯蔵施設は2045年に除染土壌を全て県外で最終処分することになっている。最終処分までに間に合わない場合は、その先どのように考えているのか。

○環境省（亀井） 2020年代と申し上げているのは特定帰還居住区域の制度のこと。帰還意向のある方が帰れるように、2020年代にかけて避難指示解除をしていく。そのために除染をしていくということで、現在認定されている特定帰還居住区域、それから今回3月に追加拡大される特定帰還居住区域、そちらの除染を進めて避難指示を解除していく。それは2020年代で完了させることになっている。その上で、残る帰還困難区域の扱いについて、まずは特定帰還居住区域に注力をさせていただくが、特定帰還居住区域の後も、残りの帰還困難区域については関係省庁と連携をして、政府一丸となって対応を検討していく。

○内閣府（内山） 2020年代かけて帰還を希望している町民のために除染を実施している。その上で残ってしまう箇所については、政府として将来的な制限解除というのを、政府のコミットとして説明している。そこに向けてどういう方策が取れるか関係機関、関係省庁、自治体を含めて協議の上で今後検討していくことになる。

○佐々木委員 承知した。

○河津委員長 それでは、規制緩和につきまして、委員会として町長に文書で報告することになるが、最終確認し文言など修正なければ提出する。

○宇佐美委員 案文について、下のところに項目1から5までであるが、3番の後半で、「地権者や町の意向に寄り添った柔軟な対応」と記載がある「町」ではなくて「町民」ではないか。

○事務局（志賀）修正する。そのほか案文で意見があれば、メールでも受付する。

○河津委員長 これから見直して、付け加えたい等あれば、事務局に連絡を。

○千葉委員 別な話になりますが、個人の持っているため池はどのような対応をしているのか。町所有であれば、国の補助を使用し対応しているが、個人のため池となると対応が変わってくる。用水は、まだ除染していない箇所、解除していない水路、ため池を経由し流れるところもある。除染対象となっている場所もあるかもしれない。個人だと対応できないと思うのでどう考えているのか。教えてほしい。

○内閣府（内山） 特定帰還居住区域の中には農地もたくさんある。当然、農地で営農再開しようとした時に、関わってくる農業用水路、ため池がある。その中で除染の対象になっていない箇所もある。帰還される住民の営農について、どうしていくかを検討、協議させていただくことにしている。その中で、営農されるエリアがある程度特定できたら、ため池は復興庁の加速化交付金制度の中で、放射性物質対策工事を行っている。

それが、町内全てのため池について対応できるのかというところは必ずしもそうではないと思うが、営農再開の状況によって、重要なため池などはしっかり対策を検討していく。

○千葉委員 その件について、問題が起きた時に対応できる窓口を内閣府、環境省でしっかり検討しておいてほしい。

○内閣府（内山） 関係機関と協議をしていく。

○吉田委員 文案で、項目2だが「放射線状況の情報提供」は、地権者のみでいいのか。町民が入っていない。整合性を取ったほうがよいのでは。

○事務局（志賀） 合わせて修正する。

○河津委員長 そのほか全体的になにかあるか。

○環境対策課長（澤原） 立入規制緩和について、文案については確認後、町に提出することになったが、提出後、町と国は立入規制緩和に向けた協議を進めたい。よろしいか。

○河津委員長 各委員よろしいか。

○各委員 異議なし。

○河津委員長 あとほかによろしいか。先ほど、千葉委員から話があったように、実際の現場では状況により対応することが変わってくる。それを克服しないと、住民の理解も得られないと思うので、国全体として考えてほしい。これで除染検証委員会を終了する。